

原子力施設におけるトピックス
(平成30年1月8日～1月14日)

平成30年1月17日
原子力規制庁

主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で平成30年1月8日～1月14日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)
- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月11日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	1次系ナトリウム漏えい検出器サンプリングポンプ停止によるLCO(運転上の制限)の逸脱及び逸脱からの復帰について	運転上の制限からの逸脱

(事案の概要は、別紙参照)

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当無し

高速増殖原型炉もんじゅにおける運転上の制限の逸脱及び復帰について

平成30年01月11日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成30年1月11日に日本原子力研究開発機構から、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条第6号の規定に基づき、高速増殖原型炉もんじゅの運転上の制限^(注)の逸脱について、下記のとおり報告を受けました。

日本原子力研究開発機構からの報告内容

平成30年1月11日15時16分頃、高速増殖原型炉もんじゅ（原子炉低温停止中）にて、1次系電磁ポンプ廻りのナトリウムドレン後に、運転中のナトリウム漏えい検出器用のサンプリングポンプがあるにもかかわらず、誤って共通ラインの弁を閉じた。このため運転中のサンプリングポンプがトリップしたことから、15時22分、1次純化系ドレンタンク室のナトリウム漏えい監視機能が喪失したものと判断し、保安規定に定める運転上の制限（保安規定に定めるナトリウムの漏えい監視装置が動作可能であること）の逸脱を宣言。

15時50分頃、他の漏えい監視装置によりナトリウム漏えいがないことを確認。

18時22分頃、当該ポンプを再起動し、その後1次純化系ドレンタンク室のナトリウム漏えい監視機能の復帰を確認したことから、18時28分、日本原子力研究開発機構は運転上の制限の逸脱から復帰したと判断。

原子力規制委員会の対応

本事象は、放射性物質の放出に係わる事象ではありません。

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力保安検査官は立入検査を実施し、事業者が保安規定に従い、要求される措置が適切にとられていること及び運転上の制限の逸脱からの復帰について確認しました。今後、事業者が行う原因究明及び是正処置等について確認します。

(注) 運転上の制限

保安規定において、ナトリウム漏えいがないことをナトリウム漏えい監視装置により監視することが定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行うことが求められます。なお、定められた時間内に当該機器を復旧させるなどの予め定められた措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

お問い合わせ先

原子力規制庁
核燃料施設等監視部門
安全規制調整官 長谷川
担当：安全審査官 田中
電話（直通）：03-5114-2115

[ページトップへ](#)

原子力に関するお問い合わせはこちら

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会（法人番号 9000012110002）

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL：03-3581-3352（代表） [地図・アクセス](#)

（原子力規制委員会HP掲載）

高速増殖原型炉もんじゅの1次系ナトリウム漏えい検出器
 サンプリングポンプ停止によるLCO（運転上の制限）の逸脱及び
 逸脱からの復帰について

発生日時	平成30年 1月11日（木）15時22分
発生場所	高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉補助建物
状況	<p>1月11日（木）15時16分頃、1次系電磁ポンプ等が設置された部屋のナトリウム漏えい検出器の停止作業を行っていたところ、誤って運転中のドレンタンク室^{*1}まわりのナトリウム漏えい検出器用サンプリング配管の弁を閉止した。これに伴い検出器のサンプリングポンプが停止したため、同タンク室の監視機能が喪失したものと判断し、15時22分、原子炉施設保安規定第34条^{*2}に定める運転上の制限の逸脱を宣言しました。</p> <p>その後、同タンクのナトリウム液位等に変動がないこと等から、プラント状態に異常がないことを確認している。</p> <p>18時28分、当該ポンプを起動し、漏えい監視機能の復帰を確認したことから、運転上の制限の逸脱からの復帰を宣言しました。</p> <p>※1：抜き取ったナトリウムを貯留するタンクを設置している部屋 ※2：ナトリウムの漏えい監視装置が動作可能であること（関連抜粋）</p>
環境への影響	本事象による環境への影響はありません。
原因	誤って運転中の1次純化系ドレンタンク室のナトリウム漏えい検出器用サンプリング配管の弁を閉止したため。
備考	

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構HP掲載）